第四百九十七条第一項中「五百二十五人」を「五百三十二人」に改める。

第四百九十八条第一項中「千四十五人」を「千四十九人」に改める。

第五百七条第一項第一号中「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改め、同条第二項第二号中「国税犯則取締法」を「国税通則法第十一章の規定」に、「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第五百八条第三項第二号中「国税犯則取締法」を「国税通則法第十一章の規定」に、「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第五百九条第一号中「国税犯則取締法」を「国税通則法第十一章の規定」に、「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第五百十条第一号中「国税犯則取締法」を「国税通則法第十一章の規定」に、「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第五百十一条第一号及び第五百十二条第一号中「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第五百十六条第一項第一号及び第二号中「国税犯則取締法」を「国税通則法第十一章の規定」に、「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第五百十七条第一項中「二千八百二十一人」を「二千八百二十二人」に改める。

第五百十八条第一項中「千七百十八人」を「千七百十九人」に改める。

第五百二十二条第四号中「収税官吏章」を「質問検査章」に改める。

第五百二十九条第三号及び第六号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改める。

第五百四十八条第十号中「収税官吏章」を「質問検査章」に改める。

第五百五十一条第四号中「第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第五百五十三条第三号及び第五百五十四条第三号中「犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第五百五十六条第一項中「一万八千六百九人」を「一万八千五百三十九人」に改める。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三百九十四条第五号の改正規定、第三百九十五条第五号の改正規定、第三百九十六条第六号の改正規定、第四百四十七条第六号の改正規定、第四百六十九条第四号及び第五号の改正規定、第四百七十条第一項第八号及び第九号の改正規定、第四百七十二条第六号及び第七号の改正規定並びに第五百五十一条第四号の改正規定は、同年五月一日から施行する。

○財務省令第五号

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第九十二条第一号及び第二号並びに財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）第四百四十九条第一号及び第二号の規定に基づき、調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　財務大臣　麻生　太郎

調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令

調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「同条第十二号の七の二」を「同条第十二号の六の七」に改める。

第一項第五号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一章の規定」に、「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改め、第一項第六号中「賦課に関するもの」の下に「（報告事項の提供に関するものを除く。）」を加える。

第二項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一項第六号の改正規定は、同年五月一日から施行する。

○財務省令第六号

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）第四百七十三条第二項第一号、第四百八十一条第一号及び第五百二十九条第六号の規定に基づき、国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　財務大臣　麻生　太郎

国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令

国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令（昭和五十二年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一章の規定」に、「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省令第七号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　財務大臣　麻生　太郎

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～9　略］	**別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～9　同上］